

第六次富士市総合計画後期基本計画（案）の概要

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

計画策定の目的

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までを計画期間とした第六次富士市総合計画は、基本構想で、「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」をめざす都市像と定め、この都市像の実現に向け、魅力あるまちづくりを進めるための7つのまちの姿を基本目標として、諸施策を展開しています。

前期基本計画では、安全・安心なまちづくりをはじめとし、活力ある産業を集積してやりがいのある仕事づくり、結婚・出産・子育て等の希望を実現できる社会づくり、快適に暮らせる環境づくり、にぎわいと交流を生む魅力づくりなどに取り組んできました。

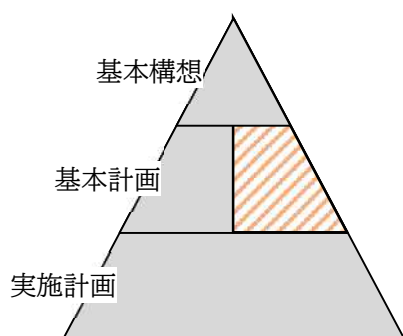
このような中、進行する少子化とこれに伴う人口減少に対応する必要があるとともに、全国各地で頻発化、激甚化する予測困難な自然災害など、対応すべき課題は未だ多くあります。

また、全国的には、ウェルビーイングの視点を重視した取組の展開も注目され、予測が困難な現在の社会状況において、市民一人ひとりが笑顔にあふれ、まちのにぎわいが満ち、幸福を実感できるよう住民の福祉の増進を図っていく必要があります。

こうしたことから、めざす都市像の実現に向けた取組をさらに推進するため、第六次富士市総合計画後期基本計画を策定します。

計画の構成・期間

《総合計画の構成》



《第六次富士市総合計画の期間》

R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
基本構想（10年間）									
前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
前期実施計画（5年間） ※毎年度見直し					後期実施計画（5年間） ※毎年度見直し				

総合戦略との関係性

後期基本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての性格を有するものです。

第2章 前期基本計画の振り返り

成果指標の状況

後期基本計画の策定にあたり、前期基本計画で設定した政策分野ごとに成果指標について、総合計画モニターアンケート調査による【評価平均点】と【高評価者の割合】の現状値及び目標値を示し、政策分野の達成度を把握しました。

《まとめ》

➤ 目標達成した政策分野

【評価平均点】 4 分野

「社会教育」、「自然・生活環境」、「循環型社会」、「シティプロモーション」

【高評価者の割合】 6 分野

「社会教育」、「包括的支援」、「自然・生活環境」、「循環型社会」、「シティプロモーション」、「交流」

➤ 評価が高い政策分野（評価平均点 3.50 以上 or 高評価者の割合 55.0%以上）

「水利用」、「消防・救急・救助」、「景観・公園・住宅」

➤ 評価が低い政策分野（評価平均点 3.00 以下 or 高評価者の割合 30.0%以下）

「子ども・若者」、「観光」、「商業・流通・サービス産業」、「交通・道路」

市民意識

第六次富士市総合計画後期基本計画の策定にあたり、世論調査、地区からの意見聴取、事業所アンケート、市民懇話会（フジ6未来創造懇話会）を実施しました。

《調査の概要》

世論調査	令和7(2025)年6月、満18歳以上の市民から無作為に抽出した3,000人を対象に、「富士市に住んでこう思う」をテーマとした世論調査を実施しました。
地区の意見	令和7(2025)年9月、各地区のまちづくり協議会連合会及び町内会連合会から、前期基本計画期間における「市民満足度が高いと思う分野」、「今後重要だと考える分野」、「具体的な課題や取り組むべき事業」のアンケート調査を実施しました。
事業所アンケート	令和7(2025)年9月及び令和8(2026)1月、市内事業所(2,386事業所)を対象にアンケート調査を実施しました。
市民懇話会の意見 (フジ6未来創造懇話会)	令和7(2025)年7月から10月、前期基本計画策定時に無作為抽出した懇話会参加者や総合計画モニターに参加を要請し、男女や年代等に配慮したメンバー55人で構成する「フジ6未来創造懇話会」を全4回で開催し、7つの基本目標ごとグループに分かれ、意見交換等を行い、提言・意見書をまとめました。

現状と課題

成果指標の状況や市民意識などを踏まえ、各基本目標における現状と課題を整理しました。

基本目標1 安心できる暮らしを守るまち

地震や豪雨等の災害が激甚化、頻発化するなど、予測困難な自然災害が多発する中、市民意識において、危機管理の重要度が高く、消防・救急・救助に関しては、満足度・重要度ともに高くなっていることから、今後も市民の安全・安心な暮らしを守るため、継続的に取組む必要があります。

基本目標2 次代を担うひとを育むまち

人口減少と少子高齢化が急速に進む中、市民意識において重要度が高い子育て支援の充実を図る必要があります。また、こどもまんなかの理念を踏まえ、こどもの権利を大切に、安心して自分らしく成長でき、希望する人生を歩むことができる環境を整えていく必要があります。

基本目標3 支え合い健やかに過ごせるまち

高齢人口の大幅な増加が見込まれる中、誰もが健康で元気に過ごせる環境づくりを進める必要があります。また、市民意識において、医療の重要度が高いことから、市民が安心して暮らし続けられるよう、地域医療体制の充実を図る必要があります。

基本目標4 豊かな環境を保ち継承するまち

水利用をはじめとした環境への取組に関し、市民意識において満足度・重要度ともに高くなっていることから、富士山の恵みである水や自然環境を保全し、環境への負荷軽減や循環型社会の構築を進め、次代に引き継いでいく必要があります。

基本目標5 活力を創り高めるまち

事業所アンケートにおいて、人材不足・労働力不足が多くの企業の課題であることから、人材確保支援など、効果的な支援を行っていく必要があります。また、ものづくりのまちとして発展してきた本市の産業や商店街をはじめとしたまちなかの活性化を図り、活力あるまちづくりを進める必要があります。

基本目標6 魅力を活かし人と人を繋ぐまち

本市の魅力をより広く発信していくことや、観光分野において訪日観光客をはじめとした交流人口の受け入れ体制を整備するなど、的確に対応していく必要があります。また、交流人口のみならず、関係人口や定住人口を増加する取組を推進し、新たな繋がりや交流を生み出していく必要があります。

基本目標7 快適な暮らしを続けられるまち

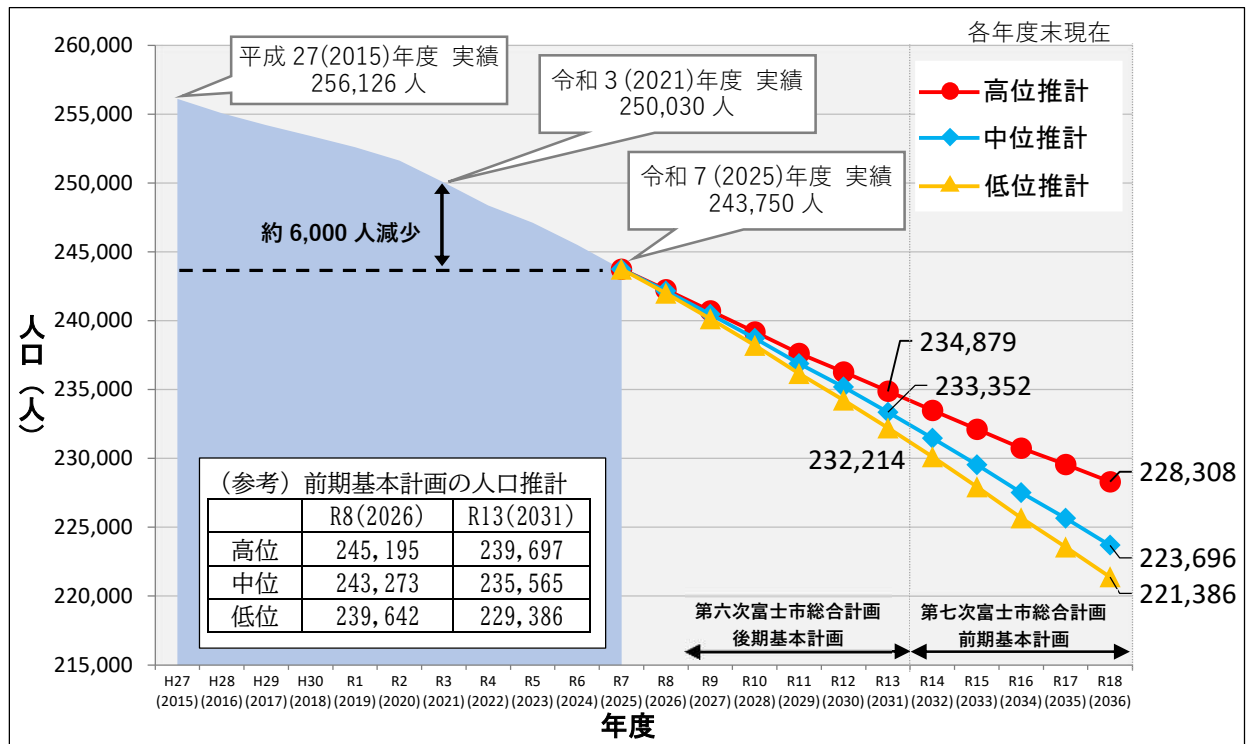
魅力あるまちなかを形成するため、富士駅北口の再整備、新富士駅南地区の土地区画整理などの取組を着実に進展させる必要があります。また、市民意識において、交通・道路の満足度が低いことから、市民の暮らしの足を確保する取組をより一層進める必要があります。

第3章 計画のフレーム

第1節 人口・世帯

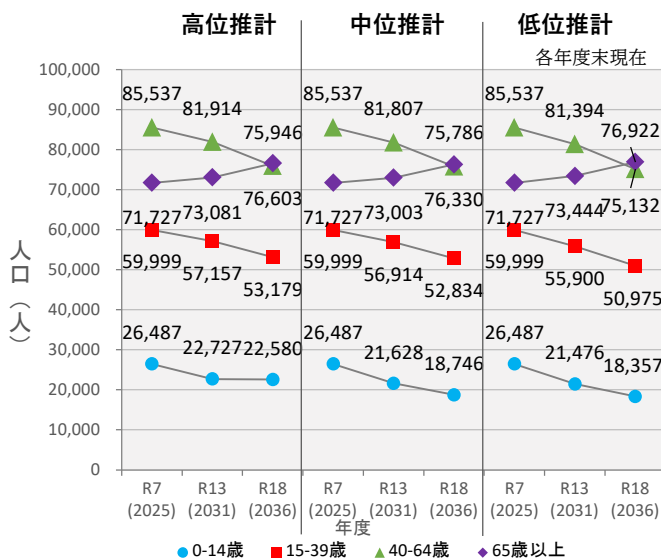
後期基本計画策定にあたり、令和7(2025)年度末の人口を基準とし、新たに人口推計を実施した結果、令和13(2031)年度末の人口は、高位推計が234,879人、中位推計が233,352人、低位推計が232,214人になり、その後も減少傾向が続くと予測しています。

《令和18(2036)年度までの人口推計》

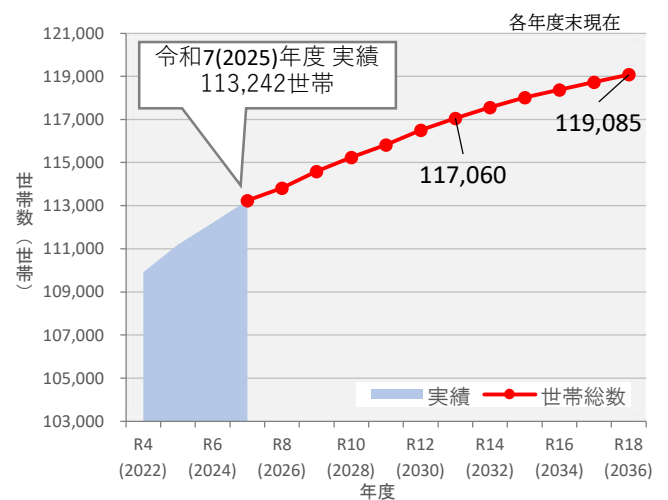


年齢4区分人口は、少子高齢化が一層進み、世帯数は、人口が減少する一方で、単独世帯の増加により今後も増加すると予測しています。

《年齢4区分人口》



《世帯数》



第2節 土地利用

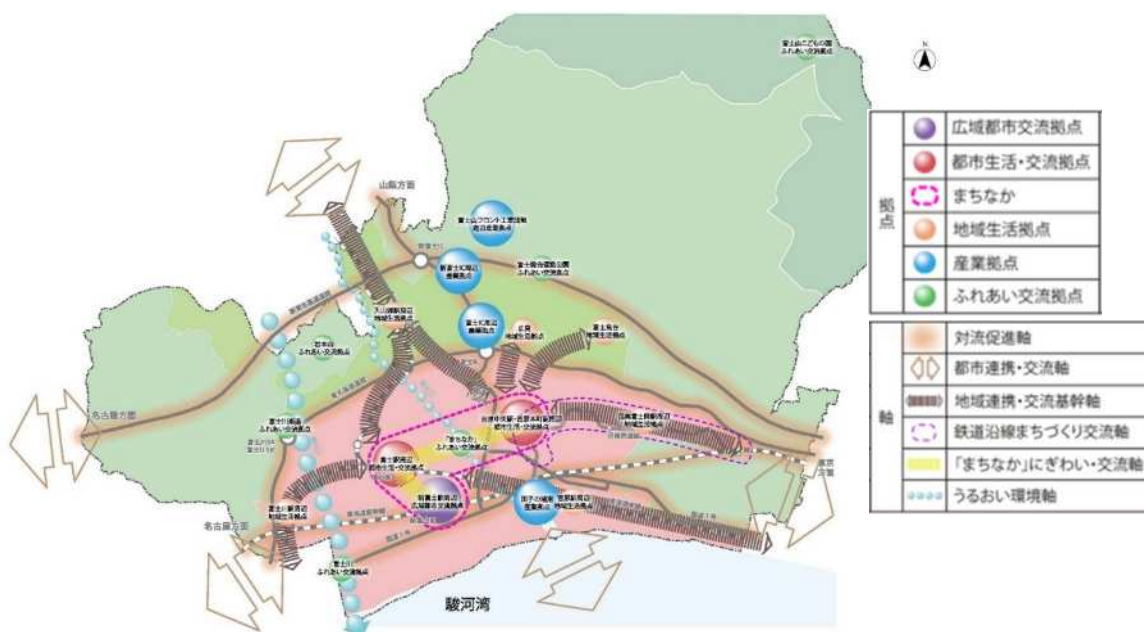
利用区分ごとの今後の規模（面積）を予測すると、宅地や道路等は増加しますが、農地及び森林は減少することが見込まれることなどを踏まえ、将来土地構想として、都市機能配置の考え方である「拠点」、都市・拠点・地域の連携の考え方である「軸」を配置した将来都市構造図を定め、「集約・連携型の都市づくり」を推進します。

拠点

都市活動を支える主要な都市機能を適切な箇所に集約し、そのメリットを活かした賑わいの創出や生活利便性の向上、また地域経済を支える産業の自立的発展・向上を促進するとともに、都市の拡散を防止する都市構造を構築します。

軸

集約配置した都市機能を公共交通等で繋げることにより、過度に自動車に依存することのない、歩いて暮らすことのできる都市構造を構築します。また、円滑な産業活動を下支えするとともに、水や緑、歴史などの自然資源や観光資源が連携し、交流や賑わいを生み出す都市構造を構築します。

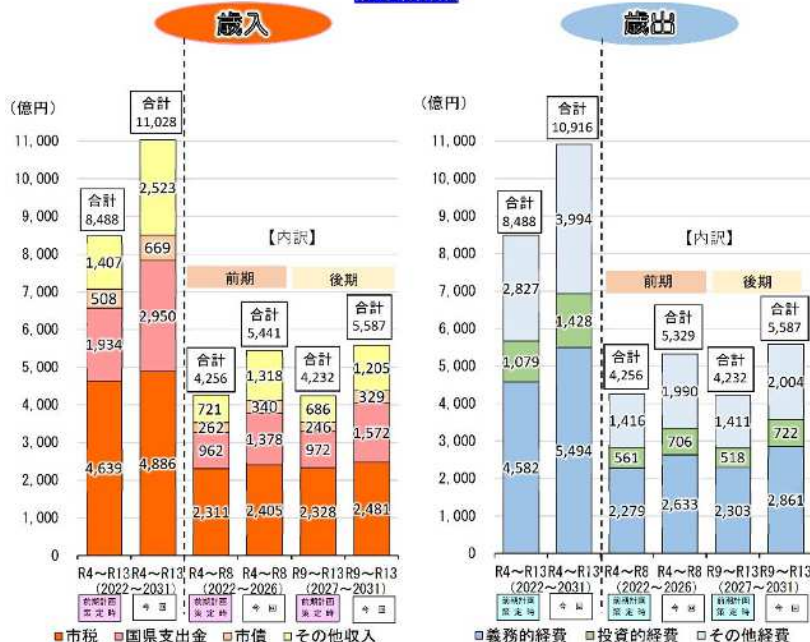


第3節 財政

後期基本計画の予算規模は概ね 5,587 億円と見込まれ、前期基本計画策定時に予測していた予算規模の 4,232 億円に対し、1,355 億円（+32.0%）の増と大きく上回ることとなります。このうち投資的経費については 518 億円の予測額に対し、722 億円と見込まれ、204 億円（+39.4%）の増となり、投資的経費の増が全体の予算規模拡大の大きな要因の一つとなっています。

＜財政の推移と予測（一般会計）＞

第六次総合計画



第4章 めざす都市像の実現に向けた基本姿勢

SDGsの視点

持続可能な社会の実現に向け経済・社会・環境の三側面を統合的に取り組むSDGsの理念を浸透させるため、SDGs共想・共創プラットフォームにおいて展開してきた、新たなパートナーシップを構築して社会課題解決を目指す取組を定着させ、持続可能な社会を目指します。

デジタル変革の視点

デジタル技術の最大限の活用は、本市が取り組む全分野にわたり、市民生活の利便性と満足度を高めるために有効な手段であることから、デジタルとアナログを利用者の実態や目的に応じた的確に使い分け、誰もが利用しやすく公平なサービスの実現を目指し、「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」のデジタル変革を3つの柱として、デジタル技術の活用を強力に推進します。

ウェルビーイングの視点

経済的な豊かさに加えて、精神的・社会的な豊かさも重視し、誰もが自分らしく幸せに生きられる社会の実現が求められていることから、ウェルビーイングの視点を取り入れ、地域幸福度（Well-Being）指標が向上するよう、市民の幸福感や満足感を高めていくことを念頭に施策を推進します。

施策の推進にあたっては、笑顔とにぎわいに満ちた都市となるよう新たな成長戦略を策定し、地域の強みを最大限に生かして本市に新たな投資を呼び込むことでにぎわいと活力を生み出し、更なる投資や消費を呼び込む好循環に繋げる稼げる自治体を目指す取組と一体的にリーディングプロジェクトとして展開していきます。

第5章 計画策定の視点

後期基本計画においては、前期基本計画期間の取組を踏まえ、7つの基本目標における政策の方向性を次のとおり掲げ、めざす都市像の実現に向けたまちづくりを着実に進めます。

基本目標1 安心できる暮らしを守るまち

市民一人ひとりが、年齢や性別、国籍にかかわらず活躍できるまちを目指し、市民と関係団体、事業者などと協働により、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

また、今後想定される大規模地震や激甚化・頻発化する風水害に対応するため、関係機関との連携をはじめ、情報発信や情報の受信、高齢者等を含めた支援体制を平時から構築する取組を進めます。

さらに、消防・救急・救助体制のさらなる強化を図るとともに、日常生活において、市民の安全を守る取組を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標2 次代を担うひとを育むまち

子どもの権利を大切に、こどもが自分らしく生き、成長し、発達していくことができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進するとともに、地域での繋がりや支援などを通じて安心して子育てできる環境の充実を図ります。

また、こどもから大人まで、市民一人ひとりが持つ可能性を最大限に引き出し、健やかな成長と学びの機会を提供するため、学校・家庭・地域が連携し教育環境の充実を図るとともに、社会全体を支える豊かな人材を育み、誰もが生き生きと活躍できるまちづくりを推進します。

基本目標3 支え合い健やかに過ごせるまち

すべての市民が、生涯を通して心身ともに健康な暮らしを継続できるよう、市民の健康意識の醸成や保健予防、健康づくりを支援する取組などを推進するとともに、多様化する医療ニーズに対応できる、持続可能な地域医療体制の構築を進めます。

また、高齢や障害等に関係なく、誰もが住み慣れたまちで自立した生活ができるよう、社会情勢の変化に合わせた相談・支援体制の充実を図るとともに、関係団体との連携や地域交流の活性化等により、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標4 豊かな環境を保ち継承するまち

2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、再生可能エネルギーの活用や省エネ化、環境教育の充実を図るとともに、生物多様性の保全、公害未然防止、環境美化、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などを市民・事業者と協働して進め、環境負荷の低減と快適な生活環境の形成を図ります。

また、水道施設の更新・耐震化や污水处理体制の整備を進め、簡易水道の統合を含めた安定的な水供給と水環境の保全を推進し、安全で持続可能な水環境を確保します。

基本目標5 活力を創り高めるまち

本市の恵まれた地域資源や立地優位性を活かし、地域経済を活性化させるため、中小企業等の経営基盤の強化や新産業・成長産業への参入、起業や企業立地の促進により多様な産業を創出するとともに、既存の商工業の振興やまちなかの活性化、港湾の利活用促進を図ります。

また、農林水産業においては、地場産品の付加価値向上や販路開拓・拡大、生産基盤の強化に取り組めます。

さらに、人材不足・労働力不足が社会問題になる中で、地元事業者の人材の確保や、希望を叶える就労の支援、そのための労働環境の充実を図るなど、産業の活性化による盤石な地域経済を形成します。

基本目標6 魅力を活かし人と人を繋ぐまち

本市が有する人材、自然、歴史・文化、産業など多様な地域資源を磨き上げ、本市の魅力に関する情報発信を拡充することで、市民がまちに愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します。

また、観光交流人口や関係人口の創出を図り、国内外の人などと多様な繋がりを生み出すとともに、移住・定住の促進に取り組めます。

さらに、誰もが気軽にスポーツや文化に親しむことができる環境の充実を図ることで、さまざまな人々の交流を促進します。

基本目標7 快適な暮らしを続けられるまち

人口減少の加速に伴う都市のスポンジ化や公共交通の撤退・縮小などの課題が深刻化する中、主要な都市機能や住居を集約し、暮らしの質を維持する「集約・連携型」の都市づくりを進めるとともに、にぎわいの中心地となるウォークアブルで魅力ある都市拠点の形成を進めます。

また、公共交通ネットワークを将来にわたって確保するとともに、市民生活を支える道路等のインフラの老朽化に適切に対応し、都市基盤の持続可能性や安全性を高める取組を進めます。

第6章 政策の体系

めざす都市像を実現するため、前期基本計画の振り返り等を踏まえ、政策の体系を見直し、改めて7つの基本目標、27の政策分野について体系化し、各政策分野に74施策を位置付けます。

基本目標	政策分野	施策
1 安心して暮らす しを守るまち	1. 危機管理	1. 危機管理体制の強化
		2. 地震対策の強化
		3. 豪雨等対策の強化
	2. 消防・救急・救助	1. 消防体制の強化及び施設等の充実
		2. 火災予防の促進
		3. 救急・救助活動の充実・強化
	3. 市民安全	1. 防犯まちづくりの強化
		2. 交通安全対策の推進
		3. 安全・安心な消費生活の確保
	4. 市民活躍	1. 地区まちづくり活動の推進
		2. 男女共同参画の推進
		3. 多文化共生の推進
2 次代を担うひとを 育むまち	1. こども	1. こどもまんなか社会の推進
		2. 多様な境遇にあるこどもと家庭への支援
		3. こどもの発達・成長に応じた支援
	2. 子育て	1. 切れ目のない子育て支援の充実
		2. 幼児教育・保育環境の整備
		3. 子育てしやすい環境の整備
	3. 学校教育	1. 自立し生きる力をもつ児童生徒の育成
		2. 教育の質の向上及び環境整備
		3. 魅力ある高校教育環境づくりの推進
	4. 社会教育	1. 青少年健全育成の推進
		2. 多様な学びの場の充実
		3. 文化財保存・活用の推進
3 支え合い健やか に過ごせるまち	1. 保健	1. 健康づくりの推進
		2. 疾病予防の推進
	2. 医療	1. 地域完結型医療の推進
		2. 医療人材の育成・確保
	3. 包括的支援	1. 高齢者支援の推進
		2. 障害者福祉の推進
		3. 生活困窮者等に対する支援の充実
	4. 地域福祉	1. 地域で支え合い助け合う体制の強化
		2. 地域交流の推進
		3. ユニバーサル就労の推進

基本目標	政策分野	施策
4 豊かな環境を 継承するまち	1. 地球環境	1. 気候変動対策の推進
		2. 環境教育・環境活動の推進
	2. 自然・生活環境	1. 自然環境の保全・再生
		2. 良好な生活環境の確保
	3. 循環型社会	1. 廃棄物の3Rの推進
		2. 廃棄物適正処理の推進
	4. 水利用	1. 安全で安心できる水道水の持続的な供給
		2. 生活排水対策の推進
5 活力を創り 高めるまち	1. 産業創出	1. 新産業・成長産業への参入支援
		2. 起業支援及び中小企業等の経営基盤強化
		3. 企業立地の促進
	2. 工業・商業・流通	1. ものづくり産業の活性化
		2. 商業振興及びまちなかの活性化
		3. 港湾の利活用推進
	3. 農林水産業	1. 地場製品の生産支援と付加価値の向上
		2. 生産基盤の保全・拡充
		3. 担い手の確保・育成
	4. 雇用・労働	1. 人材の確保及び就労の支援
2. 労働環境の充実		
6 魅力を 活かす人と人 を繋ぐまち	1. シティプロモーション	1. まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成
		2. 関係人口の創出
		3. 移住定住の促進
	2. 観光	1. 富士山活用の推進
		2. 観光資源の活用
		3. 観光インフラの整備
	3. スポーツ	1. 生涯スポーツの推進
		2. スポーツ交流の推進
		3. スポーツ環境の充実
	4. 文化・国際	1. 文化芸術活動の振興及び文化交流の創出
2. 文化環境の充実		
3. 国際交流の促進		
7 快適な暮らしを 続けられるまち	1. 市街地形成	1. 土地利用の適正化
		2. 魅力あふれるまちなかの形成
		3. 都市のスポンジ化の抑制
	2. 交通・道路	1. 公共交通ネットワークの確保
		2. 快適な道路ネットワークの構築
		3. 道路メンテナンスの推進
	3. 景観・公園・住宅	1. 美しい景観の保全・創出
		2. 花と緑の環境の創出
		3. 安心して快適な住宅の確保

めざす都市像

「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」

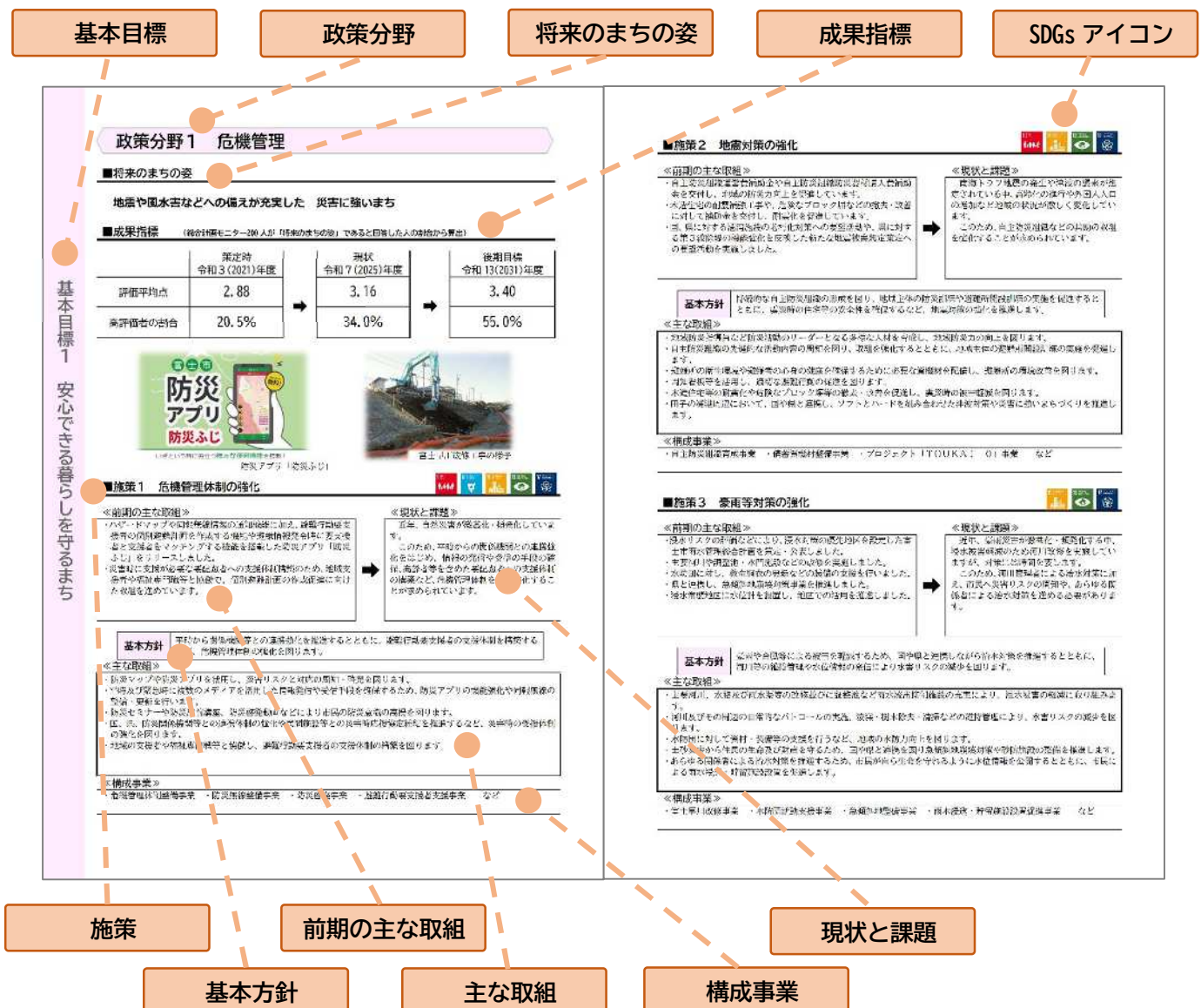
富士山に見守られながら、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築いていくため、「SDGsの推進」「デジタル変革の推進」「ウェルビーイングの視点の導入」といった基本姿勢の下、基本目標に基づく各政策に位置付けた施策を展開することにより、めざす都市像の実現を目指します。

第2部 各論

7つの基本目標の政策分野ごとに将来のまちの姿と成果指標を設定しました。

また、政策分野ごとに位置付けた施策について、前期基本計画期間の取組を踏まえ、現状の課題を整理し、今後の方針や具体的な取組内容を示しています。

《各論の見方》



第3部 総合計画の推進にあたって

第1章 総合計画を推進するための取組

少子高齢化に伴う人口減少の加速化や複合的な要因による物価高など、全国的に様々な社会リスクを抱える状況の中、行財政運営においては、社会経済情勢の急激な変化に適切に対応していくとともに、財政の健全性を維持するため、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用していくことが重要です。

このため、総合計画を推進していくにあたっては、「業務執行体制の最適化と人材育成の推進」「持続可能な財政運営」「時代の変化に対応した業務改革」の観点から、質が高く柔軟な行政経営の推進を図り、諸施策を着実に実施していきます。

第1節 業務執行体制の最適化と人材育成の推進

- (1) 業務執行体制の最適化
- (2) 人材の確保・育成

第2節 持続可能な財政運営

- (1) 持続可能な財政基盤の維持・強化
- (2) 公共施設マネジメントの推進
- (3) 民間活力の導入

第3節 時代の変化に対応した業務改革

- (1) 情報発信の推進と的確な市民ニーズの把握
- (2) 窓口サービスの効率化
- (3) 多様な主体との協働
- (4) 広域行政の推進
- (5) コンプライアンスの徹底

第2章 総合計画の進捗管理

総合計画を着実に推進していくためには、市民ニーズや設定した指標を確認するなどの行政評価を行い、効果的に事業を実施していく必要があります。

行政評価では、総合計画の体系に基づいた施策や各施策に紐づく事務事業について、目的・効果等の視点から評価を行い、PDCAサイクルによる継続的な見直し・改善に取り組むとともに、各政策分野の成果指標の達成状況や行政評価の結果を毎年度公表し、成果や課題を市民と共有しながら、課題解決に向けた効果的かつ効率的な施策の推進を図っていきます。

また、年度ごと成果指標などの目標値に対する達成度を確認しながら、次年度以降の事業内容の見直しを行い、本計画の実施計画にフィードバックするとともに、EBPM（証拠に基づく政策立案）やウェルビーイングの視点を取り入れた事業立案を実施していきます。